

令和7年第3回川西町 議会定例会会議録

令和7年9月2日 火曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 遠藤明子

出席議員（12名）

1番 船山千鶴君	2番 鈴木孝之君
3番 寒河江寿樹君	4番 渡部秀一君
5番 寒河江司君	6番 吉村徹君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 高橋輝行君
12番 遠藤明子君	13番 鈴木幸廣君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 茂木晶君	副町長 島貫啓一君
教育長 片倉和之君	総務課長 有坂強志君
企画財政課長 坂野成昭君	政策推進課長 色摩良一君
会計管理者・ 税務会計課長 鈴木玄君	住民課長 大河原孝如君
福祉介護課長 梶山由美君	健康子育て 課長 近祐子君
農林課長 大友勝治君	商工観光課長 安部博之君
地域整備課長 中山宗隆君	教育文化課長 前山律雄君
監査委員 嶋貫榮次君	企画財政課 課長補佐 (財政担当) 石田英之君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 優 徳

事務局長補佐 竹 田 紀 子

主 査 高 橋 知 希

議 事 日 程 (第 1 号)

令和7年9月2日 火曜日 午前9時30分開議

・ 諸般の報告

・ 町政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第54号 教育委員会委員の任命について

日程第 4 報告第5号 令和6年度川西町一般会計等健全化判断比率について

日程第 5 報告第6号 令和6年度川西町水道事業会計資金不足比率について

日程第 6 報告第7号 令和6年度川西町下水道事業会計資金不足比率について

日程第 7 報告第8号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計資金不足比率について

日程第 8 議第53号 川西町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 9 議第49号 令和7年度川西町一般会計補正予算(第2号)

日程第10 議第50号 令和7年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議第51号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第12 議第52号 令和7年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第13 議案の委員会付託

日程第14 議第42号 令和6年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第15 議第43号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 議第44号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 議第45号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 議第46号 令和6年度川西町水道事業会計決算認定について

日程第19 議第47号 令和6年度川西町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

日程第 20 議第 48 号 令和 6 年度川西町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定に
ついて

○決算審査の結果について監査委員の報告

日程第 21 発議第 15 号 特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付しております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定に基づき、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めています。

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

去る令和7年7月2日、小国町において、第57回置賜三市五町議会連絡協議会定例会総会が開催されました。

会議では、令和6年度会務報告のほか、令和7年度事業計画案及び予算案について提案され、それぞれ原案のとおり承認されました。また、任期満了に伴う役員改選が行われ、会長には島軒純一米沢市議会議員、副会長には菅原隆男白鷹町議会議員がそれぞれ選任されました。

次に、7月16日、南陽市議会本会議場において、置賜広域病院企業団議会臨時会が開催されました。

初めに、副議長の選挙が行われ、副議長には柴田正人県議会議員が当選されました。続いて、置賜広域病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について、職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定

についてが提案され、それぞれ原案のとおり承認、可決されました。

次に、7月28日、山形県自治会館を会場に、知事と町村議会議長との意見交換会が開催されました。この意見交換会には、県当局からは吉村県知事、みらい企画創造部市町村課長ほか関係課長が、議会側からは町村議会議長等が出席いたしました。

初めに、山形県町村議会議長会高橋会長から要望書を知事に手交した後、医師確保対策の推進について、ミッシングリンク解消に向けた高規格道路の整備促進について、防災・減災に資するインフラ整備の促進のための財源確保等について及び置賜地域における主要道路網の整備促進について、県内各地方の代表者からテーマ説明があり、テーマに沿った意見交換がなされました。

次に、8月18日、米沢市議会議場において、置賜広域行政事務組合議会臨時会が開催され、米沢クリーンセンター解体工事の請負契約の締結について、千代田クリーンセンター焼却施設維持補修工事請負契約の締結について、組合有財産（救助工作車）の取得について、置賜広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてが提案され、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、8月28日、南陽市議会本会議場において、置賜広域病院企業団議会臨時会が開催され、空席に伴う議長の選挙が行われ、議長には屋嶋雅一飯豊町議会議長が当選されました。

諸般の報告を終わります。

◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長茂木 晶君。

(町長 茂木 晶君 登壇)

○町長 おはようございます。

私より、6月以降の町政報告を行います。

6月5日から6月17日まで、第2回川西町議会定例会が開催されました。

6月28日、川西町戦没者追悼式を開催いたしました。当日は、舩山現人県議会議員をはじめとするご来賓や川西町遺族会会員約40名にご参列いただき、さきの大戦において亡くなられた川西町の957御柱を追悼し、恒久平和を祈念いたしました。

7月4日、第1回川西町生活安全推進協議会を開催いたしました。会議では、米沢警察署生活安全課長より、最近の犯罪等の発生状況について報告がありました。協議では、令和7

年度川西町民生活安全推進大会について協議いただきました。

7月4日、第1回川西町交通安全推進協議会を開催いたしました。会議では、米沢警察署交通課長より、最近の交通事故発生状況の報告があり、事務局より、春の交通安全県民運動の実施結果の報告がありました。協議では、「明るいやまがた」夏の安全県民運動の実施計画について協議いただきました。

7月9日、第75回社会を明るくする運動推進委員会を開催いたしました。会議では、令和6年度の各種活動と決算状況が報告されました。協議では、令和7年度活動内容について協議いただき、関係機関・団体と連携し、犯罪のない地域社会の推進について確認しました。会議後、推進委員により、町内商業施設で街頭啓発活動を行いました。

7月20日、川西町消防団消防ポンプ操法発表会を行いました。本発表会は、団員の消防ポンプの確実な取扱いと基本操法の技術を身につけ、団員の士気高揚及び消防力のレベルアップを図るため実施するもので、小型ポンプ9班から発表がありました。

8月9日、川西ダリヤ園開園式を開催いたしました。

8月10日、かわにし夏まつりとして、川西町制70周年記念事業、KAWANISHI GREEN FESTIVALを開催いたしました。

8月25日、第2回川西町交通安全推進協議会を開催いたしました。会議では、米沢警察署交通課長より、最近の交通事故発生状況の報告があり、事務局より、「明るいやまがた」夏の安全県民運動の実施結果の報告がありました。協議では、秋の交通安全県民運動並びに夕暮れ時街頭啓発活動の実施計画について協議いただきました。

8月27日、第1回川西町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。会議では、任期満了に伴い新たに委員を委嘱するとともに、会長に鈴木孝之氏、会長代理に吉永寿美子氏が選出されました。その後、令和6年度国民健康保険事業と決算の状況について報告するとともに、国民健康保険事業を安定して運営するため、保健事業の推進と医療費の抑制等について協議を行いました。

8月31日、犬川地区を主対象として、川西町総合防災訓練を実施いたしました。訓練では、犬川地区自主防災連合会をはじめ、関係機関・団体等154名が参加しました。大雨による水害発生時を想定し、対策本部体制の設置確認や各地区等をウェブで結んだネットワーク活用通信訓練、緊急避難場所の設置運営訓練等を実施しました。あわせて、展示・体験コーナーを設置しながら、町及び地域住民の防災意識の向上を図りました。

次に、入札執行状況について、1件500万円以上の入札執行状況を報告いたします。

月日、6月19日、工事名、花丘町下小松線防雪柵設置工事、落札金額4,510万円、落札者、株式会社藤島建設、代表取締役社長藤島英一、ほか記載の4件の入札を執行したところです。

以上、町政の報告とさせていただきます。

○議長 町長の町政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

4番渡部秀一君、5番寒河江 司君、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、既に配付いたしております会期及び審議予定表のとおり、本日9月2日より9月19日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決定いたしました。

◎議第54号 教育委員会委員の任命について

○議長 日程第3、議第54号 教育委員会委員の任命について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第54号 教育委員会委員の任命についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、教育委員金子正美氏が令和7年9月30日付で任期満了となるため、提案するものです。

教育委員会委員の任命について、次の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 川西町大字菰305番地の3

氏 名 佐 藤 英 樹

生年月日 昭和37年8月7日

なお、教育委員の任期は1期4年であり、1期目となります。

本日付提出です。よろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案に同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

佐藤英樹さんの入場を求めます。

教育委員に任命、同意されました佐藤英樹さんに、ごあいさつをお願い申し上げます。

○教育委員 ただいま教育委員としてご同意いただきました佐藤英樹と申します。

これまでの学校現場の経験を生かしながら、かわにし未来ビジョン施策の柱として示されている「子どもが夢を持ち健やかに育つ環境づくり」、そしてまた「未来を担う人づくり」という施策の実現、そして目標達成に向けて、微力ながら精いっぱい努めてまいりたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

○議長 佐藤英樹さんには、本町教育行政発展のためご活躍されますことをご期待申し上げます。

◎報告第5号 令和6年度川西町一般会計等健全化判断比率について

○議長 日程第4、報告第5号 令和6年度川西町一般会計等健全化判断比率について、町長の報告を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 報告第5号 令和6年度川西町一般会計等健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、令和6年度の健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告いたします。

本日付であります。

内容については、坂野企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂野企画財政課長。

○企画財政課長 それでは、結果につきまして、私からご報告申し上げます。

最初に、こちらのページをご覧いただきたいと思いますが、総括表の①でございます。

健全化判断比率につきましては、表の上段右側に表示してございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、この4つの指標がでございます。

1つ目の実質赤字比率につきましては、一般会計等に赤字があったかどうかを示すものでございまして、2つ目の連結実質赤字比率、こちらの欄になりますが、これは、一般会計のほか特別会計、公営企業会計全てを合計して、赤字があったかどうかを示すものであります。どちらもバー表示となっており、赤字ではなかったという結果でございます。

3つ目の実質公債費比率は、一般会計の借入償還額と公営企業会計や一部事務組合等への負担額が標準財政規模に占める割合を計算したもので、12.6%という結果でございました。

4つ目の将来負担比率は、一般会計の借入金の残高と公営企業会計や一部事務組合等に対する将来的な一般会計からの負担額が標準財政規模に占める割合を計算したもので、137.5%という結果でありました。

なお、この表の下段、標準財政規模68億5,464万4,000円とありますが、これは各比率の計算の基礎となるものでございます。

こちらの右側の上にあります早期健全化基準、通称イエローカードと呼ばれるものでありますが、それぞれの比率ごとに数値が示されております。これを超えると、起債発行の制限や財政健全化計画の策定が必要となります。

この下にあります財政再生基準、通称レッドカードと呼ばれておりますが、従来のいわゆる赤字再建団体となる基準の数値であります。将来負担比率以外の4つの比率で基準が示されております。

続きまして、それぞれ指標の内訳でございますけれども、こちらの総括表②をご覧ください。

1つ目の実質赤字比率であります。対象は一般会計等となっておりますが、本町では一般会計のみでございます。実質収支3億3,903万7,000円、これを標準財政規模で割った数値になりますが、マイナスの4.94%でございます。下の米印のところにありますとおり、黒字である場合は負の値で表示されますので、赤字ではなかったという結果でございました。

2つ目の連結実質赤字比率、これにつきましては、ただいまの一般会計に下の3つの特別会計及び右側の3つの公営企業会計を加えた合計額5億9,463万8,000円を標準財政規模で割った数値で、マイナス8.67%となりました。先ほどと同様に負の値で示されておりますので、

赤字ではなかったという結果でございました。

続きまして、こちらの総括表③をご覧ください。

実質公債費比率の状況でございます。右下にあります計算式に基づきまして、各年度ごとの比率を計算し、過去3か年の平均値が実質公債費比率として計算され、12.6%という結果でございました。

続きまして、総括表④でございます。

将来負担比率の状況であります。表の下にあります計算式に基づきまして算出したもので、137.5%という結果でございました。

続いて、次のページは、監査委員の審査意見書でございます。

1番、審査の対象、2番、審査の期日、3番、審査の概要につきましては、ここに記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと存じます。

4番の審査の結果であります。審査に付された下記の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるとの意見をいただいております。

続いて、こちらの最後のページになりますが、これは次の報告第6号から第8号と共通の資料になりますが、財政健全化法の簡単な説明や、過去10年間の推移として平成27年度からの各比率を一覧にまとめた資料であります。

最初の財政健全化法の特徴につきましては、簡単にまとめたものでございますので、後ほどご確認いただければと存じます。

各比率についてであります。1番の実質赤字比率及び2番の連結実質赤字比率につきましては、これまで赤字の実績はございません。

3番の実質公債費比率は、12.6%と前年度比0.1ポイント減少いたしました。令和4年度からは、ほぼ横ばいで推移している状況でございます。

4番の将来負担比率は、137.5%と前年度比6.7ポイントの増加となりました。令和6年度は、施設建設や大規模な改修工事等の増により増加となりました。

5番につきましては、次の報告第6号から第8号に関するものでございますので、併せてご確認いただければと存じます。

最後に、結果として、各判断比率ともイエローカードやレッドカードに該当するものではありませんでした。

なお、この資料につきましては、本議会終了後、町のホームページなどで町民の皆様にお

知らせする予定でございます。

報告は以上でございます。

○議長 報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら、発言を許します。

高橋輝行君。

○10番 この資料については、毎年出されるわけでありましてけれども、意見書というから今までと同じでありますけれども、特に監査委員の意見が書かれておるのかなというふうに読み返しますと、これは計数的な内容について、適正に処理されているという報告でありますよね。

そこで、1点だけ、あしたも一般質問を予定しておりますので、あんまり深くはお聞きしませんけれども、総括表①の実質公債費比率なり将来負担比率なり、イエローであるという数字よりもずっと下回っておって、もう少し余裕もあるのかなと。つまり、茂木町政になって事業拡大していくのに、若干の余裕があるのかなというふうな見方もできるわけですが、その辺はどうなのか、さわりだけ。あしたの一般質問の内容に、あまり先行しますと、やりづらくなるので、ただ総括表の数字だけを見れば、大変だ大変だと言いながら、まだ計数上は若干の余裕があつて、茂木町長のおやりになりたい内容を盛り込める余裕があるのかなというような感じもするわけですが、簡単にご所見だけお伺いしておきたい。これは町長というより、町長でもいいか、いろいろ勉強されているでしょうから。まず課長、いいですか。

○議長 坂野課長。

○企画財政課長 ただいまの高橋議員のご質問であります。結果として、まだ余裕があるのではないかなというふうなご質問でございました。

この実質公債費比率につきましては、12.6%という結果で、いわゆるイエローカードの25%から見れば約半分程度というふうな数値、また将来負担比率につきましては、137.5%ということで、イエローカードの350%から見れば半分以下、3分の1近いような低い数字というふうに、数字上は見られるわけでございます。ここは議員ご指摘のとおりでございますが、ただ、特に将来負担比率につきましては、この字のとおり、将来的に負担として残っている、いわゆる先の世代、子供たちが負担していくようなところもございまして、やはりある程度抑制して、子供たちに負担を残さないような財政運営は必要かなというふうには認識しているところでございます。

○議長 町長茂木 晶君。

○町長 私のほうからもお答えさせていただきますと、実質公債費比率については、これは借金の返済に当たる、償還に当たる金額が占める割合ということで、令和4年度から、ほぼ横ばいに推移しているというふうな報告がありましたけれども、実際には、役場庁舎の償還であつたり川西中学校の長寿命化の償還であつたりというのが今後始まってくるというところで、まだピークには達していないというところでもありますので、今後、今年、来年、何も借金を起こさなくても、まだピークは先にあるというところで、数値が来年、再来年に向けてまだまだ増えていく、数値が上がっていくような状況でもありますので、そのあたりは高橋議員も重々ご承知でいるかと思えますけれども、私からも報告させていただきます。

○議長 高橋輝行君。

○10番 町長からもご答弁いただいて、大変ありがとうございます。

ボクシングでいえばジャブ程度の、あしたの一般質問の前触れという意味で、これも駄目、あれも駄目ということではなくて、ぜひひとつ前任者の負の部分といいますか、そういう部分を抱えながら、大変な船出であるということは私も理解するわけで、あしたの積極的な茂木町政のやりたいこと、当然それに伴うお金もかかるわけですがけれども、ご期待を申し上げて、この質問を取りあえずは終わりたいと思います。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかにないようでありますから、本件を終わります。

◎報告第6号 令和6年度川西町水道事業会計資金不足比率について

○議長 日程第5、報告第6号 令和6年度川西町水道事業会計資金不足比率について、町長の報告を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 報告第6号 令和6年度川西町水道事業会計資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度川西町水道事業会計の資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告いたします。

本日付であります。

内容については、中山地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 中山地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私から、資金不足比率の状況についてご説明申し上げます。

まず初めに、会計名でございますが、水道事業会計となります。公営企業法の適用の会計となっているところでございます。

上段の表（１）でございますが、流動負債から控除企業債等を差し引きました１億3,580万円となっております。

続きまして、右にいきまして（３）でございますが、流動資産の額２億9,453万1,000円となります。

下段に移りまして（６）でございますが、上段の（１）から（３）を差し引きました金額となりまして、マイナス１億5,873万1,000円となります。この額につきましては剰余額となりまして、（８）にスライドするところでございます。

（９）の資金不足額につきましては、表示されておられません。発生していないという状況でございます。

よって、右から３つ目、３列目でございますが、資金不足比率でございますが、（９）割る（１２）ということで、資金不足額割る事業の規模になりますが、（９）に数字が入っていないことから、資金不足比率は発生していないという状況になっているところでございます。

続きまして、川西町水道事業会計と資金不足比率審査意見書でございます。

１の審査の対象、２の審査の期日、３の審査の概要については、ご覧のとおりでございます。

４の審査の結果でございますが、審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められていると、意見をいただいております。

下段の表でございますが、１の水道事業会計ということで、令和６年度につきましては資金不足比率は発生していないという状況でございます。

以上でございます。

○議長 報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら、発言を許します。

（な し）

○議長 別にならぬようでありますから、本件を終わります。

◎報告第７号 令和６年度川西町下水道事業会計資金不足比率について

○議長 日程第６、報告第７号 令和６年度川西町下水道事業会計資金不足比率について、町長の報告を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 報告第7号 令和6年度川西町下水道事業会計資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度川西町下水道事業会計の資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告いたします。

本日付であります。

内容については、中山地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 中山地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私から、資金不足比率の状況をご説明申し上げます。

会計名につきましては、下水道事業会計となります。公営企業法の適用会計となります。

上段(1)でございますが、流動負債から控除企業債等を差し引きました4,283万9,000円となります。

(3)につきましては、流動資産3,573万円となります。

下段に移りまして(6)でございますが、(1)から(3)を差し引いた710万9,000円となります。

(7)につきましては、解消可能資金不足額ということで1億6,669万2,000円となりまして、(6)より上回るということで、(9)の資金不足額については表示がなっていないということでございます。

右に移りまして、資金不足比率(9)割る(12)でございますが、資金不足額割る事業規模でございますが、(9)に数字が入っていないということから、資金不足比率は発生していないという状況となります。

川西町水道事業会計等の資金不足比率の審査意見書でございます。

1の審査の対象、2の審査の期日、3の審査の概要についてはご覧のとおりです。

4の審査の結果でございます。審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められると意見をいただいております。

下の表2番でございます。下水道事業会計、令和6年度について、資金不足比率は発生していない状況でございます。

以上でございます。

○議長 報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら、発言を許します。

高橋輝行君。

○10番 水道事業関係ですけれども、計数的な報告は、これは分かりました。

しかし、現場にあつては、漏水もある、それから老朽化もある、これに手だてをしていかなければならないということだけは指摘だけはしておきたい。

以上であります。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかにないようでありますから、本件を終わります。

◎報告第8号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計資金不足比率について

○議長 日程第7、報告第8号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計資金不足比率について、町長の報告を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 報告第8号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度川西町農業集落排水事業会計の資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告いたします。本日付であります。

内容については、中山地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 中山地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私から、資金不足比率の状況について説明申し上げます。

会計のほうは、農業集落排水事業会計となります。公営企業法の適用会計となります。

上段(1)でございますが、流動負債から控除企業債等を差し引きました906万3,000円となります。

右にいまして(3)でございますが、流動資産679万7,000円となります。

下段に移りまして(6)でございますが、(1)から(3)を差し引きました226万6,000円となります。

(7)につきましては、解消可能資金不足額が(6)より上回ることから、(9)の資金不足額については表示されていないという状況でございます。

右に移りまして、右から3列目でございますが、資金不足比率でございますが、資金不足額割る事業規模でございますが、(9)に数字が入っていないことから、農業集落排水事業

会計についても資金不足比率は発生していない状況となっております。

続きまして、農業集落排水事業の意見書でございます。

1の審査の対象、2の審査の期日、3の審査の概要については、ご覧いただければと思います。

4の審査の結果、審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められると意見をいただいております。

下の表、最下段でございますが、3番の農業集落排水事業会計、令和6年度については、資金不足比率は発生していない状況でございます。

以上でございます。

○議長 報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら、発言を許します。

(なし)

○議長 別にないようでありますから、本件を終わります。

◎議第53号 川西町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

◎議第49号 令和7年度川西町一般会計補正予算（第2号）

◎議第50号 令和7年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

◎議第51号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

◎議第52号 令和7年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長 日程第8、議第53号 川西町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから日程第12 議第52号 令和7年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5議案を、議事の都合により一括議題といたします。

一括議題についての議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第53号 川西町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について提案申し上げます。

提案理由については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、職員の部分休業制度を拡充するため、提案するものであります。

内容については、有坂総務課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 有坂総務課長。

○総務課長 それでは、私から、議第53号 川西町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

川西町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、概要の資料で説明をさせていただきます。

まず1点目、改正の趣旨でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、職員の部分休業制度について改正するものであります。

2、改正の内容、部分休業制度の拡充であります。

大きく2点ございます。

1点目は、職員の部分休業制度において、1日の勤務時間の全部または一部について、勤務しないことを選択できるようにするものでございます。四角で囲んでおります改正前でございますが、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことが、取得することができることとなつてございます。単位については30分単位で、勤務時間の初めと終わりのみに取得ができる制度となつてございます。

改正後につきましては、大きく2つの選択が可能となりました。

1つ目が、第1号部分休業として、1日につき2時間の範囲内、こちらは同じでございます、30分単位。ただし、勤務時間の初めと終わりのみの要件は撤廃されまして、例1から4に加えて、勤務時間の中間に部分休業の時間を設定することが可能となるものでございます。

次に、2点目が、第2号部分休業といたしまして、1年につき10日相当、1日7時間45分でございますので、これを10倍すると77時間30分となります。非常勤職員の場合は、1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間の範囲内で、勤務しないということを選択することになります。

次に、(2)非常勤職員に係る部分休業の対象となる子の年齢を、3歳に達するまでから小学校就学の始期に達するまでに引き上げるということで、範囲を拡充するものでございます。

3の施行期日等でございますが、国の法律の施行日に合わせまして、令和7年10月1日か

らの施行とする。(2) 条例施行の日から令和8年3月31日までの間の第2号部分休業取得可能期間は5日相当とする内容でございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長 茂木町長。

○町長 議第49号 令和7年度川西町一般会計補正予算(第2号)を提案申し上げます。

令和7年度川西町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出にそれぞれ7億6,804万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億2,208万9,000円とするものであります。

以下、内容については、坂野企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂野企画財政課長。

○企画財政課長 私から、議第49号 令和7年度川西町一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

第1条、第1項につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

本日付提出、町長名でございます。

先に第2表のほうからご説明をさせていただきます。

第2表地方債補正、変更で1件ございます。

起債の目的、緊急自然災害防止対策事業、補正後の限度額5億2,430万円、4,000万円の増額でございます。

計、補正後の限度額は25億2,370万円、こちらも同じく4,000万円の増額でございます。

第1表関係につきましては、別紙の資料でご説明を申し上げます。

初めに、歳出であります。性質別に区分した補正額並びに主な内容をご説明申し上げます。

No.1、人件費4万8,000円の減額、国勢調査調査員報酬であります。これは、同じ事業内で委託料への組替え補正で減額するものでございます。

続いて、No. 2、補助費等5,897万4,000円の増額、このうち、定額減税補足給付金給付事業、不足額給付金として3,900万円の増額、また、町内企業支援物価高騰対応応援給付金として1,358万円の増額などがございます。

続いて、No. 3、物件費228万2,000円の増額、このうち、健康診査各種健診事業、システム改修委託料117万1,000円の増額などがございます。

No. 4、維持補修費75万4,000円の増額、体育施設管理経費、小松スキー場安全スイッチポールの修繕料の増でございます。

No. 5、扶助費1,925万2,000円の増額、このうち、子育て支援医療事業医療費扶助880万5,000円の増額などがございます。

続いて、No. 6、普通建設事業費（補助）2,739万1,000円の減額、地域経済循環創造事業、地域経済循環創造事業補助金、確定による減額でございます。

続いて、No. 7、普通建設事業費（単独）5,755万9,000円の増額、このうち、川西診療所施設整備推進事業、整備用地測量業務委託料として750万8,000円の増額、また、ため池総合整備（鏡沼・大沢）事業、鏡沼下流洪水吐安全対策等工事請負費として4,000万円の増額などがございます。

続いて、No. 8、積立金2億39万9,000円の増額、このうち、財政調整基金積立金として1億9,959万9,000円の増額などがございます。

No. 9、貸付金4億円の増額、誘致企業支援事業、産業立地促進資金貸付原資預託の増でございます。

No.10、公債費5,626万2,000円の増額、町債償還元金、町債の繰上償還を行う元金の増額でございます。

歳出合計7億6,804万3,000円の増額。

続いて、歳入であります。No. 1、地方特例交付金271万1,000円の減額、No. 2、地方交付税1億7,941万9,000円の増額、この2つにつきましては、今年度の算定結果を受けた補正でございます。

No. 3、国庫支出金3,306万3,000円の増額、このうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として4,966万7,000円の増額などがございます。

No. 4、県支出金863万6,000円の増額、医療給付事業費県補助金759万1,000円の増額などがございます。

No. 5、寄附金80万円の増額、ふるさとづくり寄附金の増額。

No.6、繰入金80万円の増額、ふるさとづくり基金からの繰入金の増額でございます。

No.7、繰越金1億803万6,000円の増額、前年度からの繰越金の増でございます。

No.8、諸収入4億円の増額、産業立地促進資金貸付金元金収入、こちらは歳出のNo.9と、出と入とバランスが取れているものでございます。

No.9、町債4,000万円の増額、農業生産基盤整備事業債の増でございます。

歳入合計7億6,804万3,000円の増額。

なお、この補正後の財政調整基金残高は9億472万9,000円となりまして、今年度の標準財政規模に占める割合は13.0%となります。

説明は以上でございます。

○議長 茂木町長。

○町長 議第50号 令和7年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を提案申し上げます。

令和7年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,215万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,660万6,000円とするものであります。

以下、内容については、近健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 近健康子育て課長。

○健康子育て課長 それでは、私から、議第50号 令和7年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和7年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

本日付提出、町長名でございます。

内容は概要資料でご説明申し上げます。

概要書をご説明いたします。

1の歳出です。

1款総務費520万3,000円の増額です。子ども・子育て支援金対応システム改修でございます。

6款基金積立金1,177万円の増額でございます。

8款諸支出金1,518万円の増額でございます。社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の返還金で6,000円、令和6年度分の国民健康保険保険給付等交付金の返還金で1,517万4,000円でございます。

歳出の合計は、3,215万3,000円の増額でございます。

2の歳入です。

1款国民健康保険税500万円の増額です。医療給付費分の現年課税分でございます。

3款国庫支出金520万3,000円の増額です。子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

7款繰越金2,195万円の増額でございます。前年度繰越金でございます。

歳入の合計額は、3,215万3,000円の増額でございます。

なお、欄外に記載してございますが、補正後の国民健康保険保険給付基金残高は、7,878万6,000円でございます。

説明は以上です。

○議長 茂木町長。

○町長 議第51号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を提案申し上げます。

令和7年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,574万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,747万9,000円とするものであります。

以下、内容については、梶山福祉介護課長が説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 梶山福祉介護課長。

○福祉介護課長 私より、議第51号 令和7年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

第1条第1項につきましては、町長の説明のとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

本日付、町長名です。

内容につきましては、概要書により説明申し上げます。

議第51号概要書でございます。

1、歳出。

1款総務費6,037万3,000円の増額です。内容としましては、令和6年度の国・県等負担金返還のための増額補正でございます。

4款基金積立金537万円の増額です。介護給付費準備基金積立金でございます。

歳出合計しまして、6,574万3,000円の増額です。

2、歳入。

8款繰越金6,574万3,000円の増額です。前年度繰越金でございます。

なお、補正後の介護給付費準備基金残高につきましては、1億8,774万5,000円でございます。

説明は以上です。

○議長 茂木町長。

○町長 議第52号 令和7年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を提案申し上げます。

令和7年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ428万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億58万9,000円とするものであります。

以下、内容については、近健康子育て課長が説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 近健康子育て課長。

○健康子育て課長 それでは、私から、議第52号 令和7年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

令和7年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

本日付提出、町長名でございます。

内容は概要書でご説明申し上げます。

議第52号資料概要書でございます。

1、歳出です。

1款総務費60万5,000円の増額です。子ども・子育て支援金対応システム改修でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金367万6,000円の増額です。保険料等負担分でございます。

歳出の合計額は、428万1,000円の増額です。

続いて、歳入です。

3款国庫支出金60万5,000円の増額です。子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

5款繰越金367万6,000円の増額です。前年度繰越金でございます。

歳入の合計額は、428万1,000円の増額です。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長 ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時55分といたします。

(午前10時38分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時55分)

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑ではなく、総括的な質疑となるようご留意願います。

橋本欣一君。

○9番 9番です。

私からは、一般会計についてご質問申し上げます。

一般会計では、補正予算では約2億円の財調積立金というふうに、予算額はなっておるわけでございますけれども、2億円を積み立てなくても、幾らかでも返済に回して、債務の圧迫というか圧縮というか、こういったものを目指すべきではないのかなと思いますけれども、2億円じゃなくて1億円を積み立て、1億円を返済に充てるというような、例えばの話ですけども、そのようなお考えはないでしょうか、町長。

○議長 坂野企画財政課長。

○企画財政課長 ただいまのご質問でありますけれども、今、資料のほう、概要書のほうをご覧いただいているかと思っておりますけれども、歳出のNo.10の公債費、こちらで5,600万ほど、繰上償還の元金として増額をしております。

ただいまのご質問にありました、2億円の約半分ぐらいどうかというようにところでございますが、当然、借入先との協議といたしますか、貸付側からすれば予定外の繰上げ返済、当初見込んでいた利息の収入も減少になるというようなこともあり、こちら側の思いだけでは、なかなかいかない部分もございます。今回、幾らでも将来のことを考えて繰上償還をしたいということで、今回計上しましたのは、県から借入れをしております振興資金というものがございまして、こちらのほうは県と事前調整をいたしまして、この額について、今回補正に計上させていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長 橋本欣一君。

○9番 すると、この時期にこの金額を返せるというものじゃないというふうに理解してよろしいですね。返せるときはいつでも返せる、いつでもじゃなくて、返せる時期に返すという方向でぜひお考えいただいて、債務の圧縮というものを目指していただきたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに。

高橋輝行君。

○10番 今、財調関係が出たんで、ちょっと私からも申し上げたいなというふうに思うんですが、標準財政規模に対する表示というものは、私が従来から申し上げて、それからこういうふうに記載するようになったのかなというふうに、今振り返って思うわけですが、今回の13%というものは、ずっと振り返りますと、10%を上回る12.4%という時代があったんですね。これは、ちょうど平成27年ということで、私、原田町政になって、最低5%は確保すべ

きだということで、その数字を前任者はずっと拒んできたというか、口にしてこなかったんですが、辞め際に5%と。

今度、茂木町政になっては、はっきり最初から5%は確保したいと。これは評価すべきというふうに申し上げさせていいと思うんですが、今回、平成27年を上回る13%、パーセントだけ申し上げればね。これは、数字の報告については評価申し上げたいと。

一つだけお尋ねしますけれども、大きな要因は何だったのか、ちょっと、この際お尋ねしておきたいと思います。

○議長 坂野企画財政課長。

○企画財政課長 今回の補正で、大きなところをかいつまんでになりますが、歳入のNo.2にあります地方交付税、1億7,900万円ほど増額でございます。これにつきましては、今年度の算定結果を受けて、当初予算から見込んでいたものから増額になったと。逆に言えば、当初予算で固く、交付税割れしないようにということで見込んでいた部分もございまして、こういったプラスの要因がございまして。

また、No.7にございまして前年度繰越金1億800万円ほど、こちら増額と、当初見込みよりも増となっております。これは、当初予算では歳入と歳出が同額で予算を編成するわけにありますけれども、予算執行の上で、様々な歳出の削減あるいは節減などの効果によつて繰越金が見込みよりも増となったというような、こういった要因がございまして、歳出に示しております財政調整基金のほうに約2億円を積み立てることができるというような予算内容でございまして。

これもプラスの要因が重なりまして、先ほど橋本議員からのご意見もあった繰上償還もできるというようなことで、プラスの要因が重なり、結果的には13%の財政調整基金の残高というようなこととなります。

ただ、今回、年度途中の経過でございまして、今後、例えば大雪になったりなんていうようなことがあれば、財政調整基金から取り崩して支出ということもありますので、13%がこのままずっと推移するという確約できるような状況ではございませんが、途中経過としてご覧いただければというふうに存じます。

○議長 高橋輝行君。

○10番 町長、担当の坂野課長からは非常に固めの、いわゆる行政マンとしてのお答えありましたけれども、私は、いろいろな考え方あると思いますが、財調はやっぱり総務省の指導といたしますか、指針といたしますか、15%は最低キープする、これをやっぱり目標に置くべき

ものだと思いますよ。今までずっと少なかったものだから、ちょっと10%超えちゃうと、今のような考え方が出てくるわけで、この辺はひとつ、いろいろ茂木町長になっても、勉強したり、あるいはご経験を積まれながら、ご判断をしていただくことが賢明だと思います。

私は、やっぱり15、この辺を最低確保していく、こういう目標を持ちながら財政運用していく、片方は貯金、片方は借金ということで、大変でしょうけれども、その辺にご期待申し上げるわけですが、いかがでしょうか。

○議長 茂木町長。

○町長 高橋議員からのご指摘というか、参考にさせていただきながら、今までそうした数値目標というのを確かにつくってこなかったというのはありますので、何%がいいのかという部分も含めて、検討していきたいと思っておりますし、ある程度このぐらいいはというのは、確かに持つておくべきだなと思っております。やはり財政調整基金を持つておかないと、本当に何かあったときの支出できるお金がないというところでもありますので、しっかりと確保して、町民の皆さんの安心・安全というのを守っていきたくと思っております。

また、先ほどの橋本議員からのご指摘もありましたように、町債残高の公債費についても、今まで相当な高水準で動いていたというところでもありますので、やはりこうした余裕をつくって、ちゃんと狙ってというか、しっかりと予算をつくって、繰上償還を少しずつでもしていくというような考えもこれからは必要だなと思っておりますので、両議員の意見を参考にさせてもらいながら、今後の町政運営に努めてまいりたいと思っております。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第13、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定により、議第53号 川西町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから日程第12、議第52号 令和7年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの5議案を、内容審査のため、既に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第42号 令和6年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について

◎議第43号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第44号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第45号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第46号 令和6年度川西町水道事業会計決算認定について

◎議第47号 令和6年度川西町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

◎議第48号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定について

○議長 日程第14、議第42号 令和6年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第20、議第48号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定についてまでの7議案を、議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第42号 令和6年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第43号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第44号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第45号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上4会計につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度それぞれの歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するため、提案いたします。

議第46号 令和6年度川西町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度川西町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の

認定に付するため、提案いたします。

議第47号 令和6年度川西町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、議第48号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定について、以上2会計につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度それぞれの事業利益剰余金をそれぞれの事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて、同法第30条第4項の規定に基づき、令和6年度それぞれの決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するため、提案いたします。

議員各位におかれましては、令和6年度各会計決算の認定についてご審査賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、私から、令和6年度町政の概要についてご説明申し上げます。

お手元に配付されております令和6年度主要な施策の成果及び予算実績報告書1ページをご覧ください。

朗読をもって説明とさせていただきます。

（町長予算実績報告書朗読）

○町長 以上、令和6年度の町政の概要について説明させていただきました。

次に、川西町一般会計及び各特別会計の執行状況について、鈴木会計管理者が、川西町下水道事業会計、川西町下水道事業会計及び川西町農業集落排水事業会計の決算概要について、中山地域整備課長がそれぞれ報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時ちょうどといたします。

（午前11時50分）

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後1時00分）

○議長 それでは、鈴木会計管理者。

○会計管理者・税務会計課長 それでは、私から、議第42号から議第45号までの一般会計並びに特別会計の決算についてご説明を申し上げます。

初めに、令和6年度川西町各会計歳入歳出決算書の各会計歳入歳出決算書総括表をご覧ください。

各会計の歳入歳出決算の数値につきましては、記載のとおりであります。各会計の歳入に占める歳出の割合を申し上げます。

初めに、一般会計につきましては97.12%、次に、国民健康保険事業特別会計は98.43%、介護保険事業特別会計は96.79%、次に、後期高齢者医療特別会計は98.03%となっております。

続きまして、各会計の決算について申し上げます。

初めに、一般会計の決算でございます。

一般会計歳入歳出決算書をご覧ください。

第1款の町税につきましては、第1項町民税から第7項旧法による税までの7税目となっております。町税全体の収入額につきましては15億2,922万5,575円で、調定額16億5,731万2,863円に対しまして、収入率は92.28%となり、前年と比較しますと0.75ポイントの増となっております。

第2款の地方譲与税のうち、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税につきましては、地方揮発油税、自動車譲与税を原資としまして、町道の延長及び面積により案分の上、国から交付されたものであります。森林環境譲与税につきましては、森林環境税を原資としまして、市有林人工林面積、林業就業者数及び人口により案分の上、国から交付されたものであります。

第3款の利子割交付金につきましては、利子等に課される県民税として徴収された利子割額から、個人県民税の額の割合により案分の上、交付されたものでございます。

第4款の配当割交付金につきましては、株式の配当に課される県民税として徴収された配当割額から、個人県民税の額の割合により案分の上、交付されたものでございます。

第5款の株式等譲渡所得割交付金につきましては、株式の譲渡所得に課される県民税として徴収された株式等譲渡所得割額から、個人県民税の額の割合により案分の上、交付されたものでございます。

第6款の法人事業税交付金と、次ページ、第7款の地方消費税交付金につきましては、県が徴収する法人事業税と地方消費税のうち、国政調査人口と事業所統計の従業者数により案分の上、交付されたものとなっております。

続いて、第8款のゴルフ場利用税交付金につきましては、町内のゴルフ場から県が徴収した利用税のうち、7割相当額が交付されたものでございます。

第9款の環境性能割交付金につきましては、県が徴収する自動車税環境性能割から、町道

の延長及び面積により案分の上、交付されたものとなってございます。

第10款の地方特例交付金は、減税に伴う地方税の減収額を補填するため、地方税の代替的性格を有する財源として、国から交付されたものでございます。

第11款の地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税を合わせて54億9,845万8,000円となってございまして、前年と比較しまして1億4,626万7,000円の増額となっております。

なお、地方交付税につきましては、置賜広域病院企業団分としまして13億34万9,000円が含まれておりますので、本町分としましては実質41億9,801万9,000円となり、前年度対比1億2,450万5,000円の増額となっております。

第12款の交通安全対策特別交付金につきましては、交通反則金の一部が還元されたものでございます。

第13款の分担金及び負担金は、老人保護措置費負担金や保育所保育料などが主なものとなっております。

第14款の使用料及び手数料につきましては、公共施設の使用料及び各種役務の提供に対する手数料が主なものとなっております。

続きまして、15款の国庫支出金及び第16款の県支出金につきましては、特定の事業に対する国及び県からの支出金でございます。

第17款の財産収入の主なものにつきましては、町有土地建物貸付収入及び町有牛の売払収入が主なものとなっております。

第18款の寄附金は、個人や団体の方からご寄附を頂いたものとなっております。

第19款の繰入金のうち特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計から繰り入れたものでございます。また、基金繰入金につきましては、ふるさとづくり基金など13の基金から繰り入れたものでございます。

第20款の繰越金につきましては、前年度からの繰越金となっております。

第21款の諸収入につきましては、第1項の延滞金加算金及び過料から、次ページの第4款雑入までの内容となっております。

第22款の町債につきましては、公共施設整備事業など、特定財源として長期の借入れを行ったものでございます。

以上、収入合計の収入済額につきましては133億3,223万9,503円となっており、調定額138億9,446万1,792円に対する収納率につきましては95.96%となっております。前年度と

比較しますと1.3ポイントの減となっております。

続きまして、歳出について申し上げます。

歳出合計の支出済額につきましては129億4,775万9,661円となり、予算現額140億2,906万9,080円に対する執行率は92.3%となっております。収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額につきましては3億8,447万9,842円となっております。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

初めに、国民健康保険事業特別会計でございます。

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書をご覧いただきたいと思っております。

第1款の国民健康保険税についてであります。収入済額は2億8,074万5,639円となり、調定額3億3,166万7,254円に対する収納率につきましては84.65%となっております。前年度と比較しますと2.65ポイントの増となっております。

歳入合計でございますが、歳入済額につきましては17億863万3,022円となっており、調定額17億5,955万4,637円に対する収納率につきましては97.11%となっております。前年度と比較しますと0.61ポイントの増となっております。

続いて、歳出合計でございます。

支出済額につきましては16億8,168万3,108円となっております。予算額17億836万円に対する執行率につきましては98.44%で、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額につきましては2,694万9,914円となっております。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

介護保険事業特別会計歳入歳出決算書をご覧いただきたいと思っております。

第1款の介護保険料についてであります。収入済額は3億8,931万2,017円となっておりまして、調定額3億9,245万8,586円に対する収入率につきましては99.2%でございます。前年度と比較しますと0.22ポイントの増となっております。

続きまして、歳入合計であります。

歳入済額につきましては20億4,255万9,231円となっており、調定額20億4,570万5,800円に対する収納率につきましては99.85%となっております。前年度と比較しますと0.04ポイントの増となっております。

続いて、歳出でございます。

支出済額につきましては19億7,681万5,579円となっておりまして、予算額21億766万1,000円に対する執行率につきましては93.8%となっております。収入済額から支出済額を差

し引いた歳入歳出差引額につきましては6,574万3,652円でございます。

最後に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書をご覧いただきたいと思います。

第1款の後期高齢者医療保険料についてであります。収入済額につきましては1億3,759万720円となっておりまして、調定額1億3,943万7,436円に対する収納率につきましては98.68%となっておりまして、前年度と比較しますと0.07ポイントの減となっております。

歳入の合計でございますが、収入済額につきましては2億1,118万1,373円となっており、調定額2億1,302万8,089円に対する収納率につきましては99.14%でございまして、前年度と比較しますと0.05ポイントの減となっております。

続いて、歳出の合計でございますが、支出済額につきましては2億700万5,656円となっておりまして、予算額2億998万円に対する執行率については98.59%となっておりまして、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額については414万5,717円となっております。

以上が、一般会計及び特別会計の決算の概要でございます。

なお、各会計の末尾には、それぞれの実質収支に関する調書、さらに、決算書の末尾につきましては、財政に関する調書及び基金の運用等に関する調書を添付してございますので、ご高覧の上、審査に供していただきますようお願い申し上げます。

私からの説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 中山地域整備課長。

○地域整備課長 私からは、議第46号 令和6年度川西町水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

水道事業会計の決算書をご覧いただきたいと思います。

まず初めに、13ページの令和6年度川西町水道事業報告書になります。

1、概況。

(1) 総括事項。

令和6年度水道事業は、平成29年度策定の川西町水道事業経営戦略、川西町水道事業経営計画に基づき、安定した水道事業経営を目指し取り組むとともに、老朽管更新の推進を図るべく、一般県道口田沢川西線配水管更新工事を実施しました。国道287号バイパス工事関連では、一般県道上伊佐沢川西線配水管布設工事や町道熊野堂樽庭線支障管移設工事を行いま

した。また、漏水が頻発していた大塚地区交流センター駐車場内配水管布設替工事を行うなど、安定給水の確保や有収率向上に努めました。

しかしながら、給水人口の減少等により水道事業収入が大幅な減収となったことや、建設資材や人件費の高騰により漏水修理費等含め水道事業費用が増加したことなどにより、令和6年度の収益的収支は1,514万円の損失となりました。また、令和5年3月の正安寺配水池の送水管破断を受け、災害復旧に向け県の指導・助言を受け、調査・測量設計業務を行いました。早期完成に向け事業を進めてまいります。

今後は、将来を見据えた持続可能な水道事業の経営に向けて、有収率の向上や水道料金の改定も含め、あらゆる視点から財源確保について検討するとともに、より一層の経営改善を図ってまいります。

① 給水状況。

令和6年度末の給水人口は1万3,205人で、前年度と比較して301人の減少、年間総配水量については198万3,531立方で、前年度と比較して11万7,731立方の増加、うち有収水量は143万9,682立米で、前年度と比較して4万5,749立米の減少となりました。年間有収率向上に向け、吉島・玉庭・東沢地区において漏水調査業務委託を実施し、漏水の早期発見・修理に努めましたが、東沢ポンプ場の電動弁の故障等により漏水量が大幅に増加したことから、72.6%で、前年度と比較して7.0%減少となりました。

② 財政状況。

令和6年度の水道事業収益については4億1,156万6,000円となり、前年度と比較して1,137万円の減少となりました。このことは、メディカルタウン宅地分譲等により新規の給水需要があるものの、町全体の給水人口が減少していることが要因と史料されます。

水道事業費用については4億2,670万7,000円となり、前年度と比較して1,312万5,000円の増加となりました。物価高騰等に伴う漏水修理費用等の増加、布設替工事等による減価償却費の増加、過年度分の漏水軽減等の計上などが要因と史料されます。

収益的収入から収益的支出を差し引いた収益的収支については、1,514万円の当期純損失となり、前年度と比較して2,449万4,000円の減少となりました。

以上が決算の概況になりますが、令和7年度は、川西町水道事業経営戦略、川西町水道事業経営計画を基本としながら、より一層の経営改善を図るとともに、水道事業収益の最も根幹となる水道料金収入の確保に向けても検討を進め、安全で安心な水の持続可能な供給に努めてまいります。

続きまして、1、2ページでございます。

令和6年度の川西町水道事業決算報告書になります。

(1) 収益的収入及び支出でございます。

まず初めに、収入でございます。

第1款水道事業収益、決算額が4億5,123万3,392円となります。第1項の営業収益から第3項の特別利益の合計でございます。

下段になりまして、支出でございます。

第1款水道事業費用、決算額4億5,081万6,286円、第1項営業費用から第4項予備費までの合計となります。

ページ変わりにまして、(2) 資本的収入及び支出でございます。

収入。

第1款資本的収入、決算額が1億4,506万1,815円、第1項企業債から第6項補助金までのトータルとなります。

支出。

第1款資本的支出、決算額3億1,005万8,416円、第1項建設改良費から第3項国庫補助金返還金になります。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,499万6,601円は、消費税資本的収支調整額1,380万5,760円及び過年度・現年度分損益勘定留保資金1億5,119万841円で補填したものでございます。

続きまして、ページ変わりにまして、令和6年度川西町水道事業損益計算書になります。

1、営業収益でございます。トータルが3億9,916万2,234円。

2、営業費用でございます。トータルで3億9,679万9,642円となります。

営業収益より営業費用を差し引いた営業利益でございますが、右側の欄でございますが、236万2,592円となります。

3、営業外収益でございます。1,237万3,178円。

4の営業外費用が2,298万3,777円でございます。

営業外収益より営業外費用を差し引いた営業外利益については、マイナスの1,061万599円となります。営業利益と営業外利益を合わせた経常利益は、マイナスの824万8,007円となります。

5、特別利益でございます。3万618円。

6の特別損失は692万2,976円となります。

当年度純利益につきましては、マイナスの1,514万365円となりまして、前年度繰越利益剰余金3億81万5,001円、当年度末未処分利益剰余金については、2億8,567万4,636円となるものでございます。

続きまして、ページ変わりをしまして、令和6年度川西町水道事業貸借対照表になります。

まず、資産の部でございます。

1の固定資産でございます。固定資産の合計が27億5,868万6,067円でございます。

2の流動資産でございます。流動資産合計が2億9,453万646円となりまして、資産合計が30億5,321万6,713円でございます。

ページ変わりをしまして、負債の部でございます。

3の固定負債、固定負債合計が10億8,333万7,959円。

4、流動負債、流動負債合計が2億8,619万2,528円。

5の繰延収益、繰延収益合計が3億5,113万1,710円。

負債の合計が、17億2,066万2,197円となります。

資本の部でございます。

6、資本金でございます。9億8,099万9,209円。

7の剰余金、資本剰余金合計が3,822万5,243円でございます。

(2)利益剰余金でございます。利益剰余金合計が、3億1,333万64円となります。剰余金合計が3億5,155万5,307円となり、資本合計が13億3,255万4,516円となるものでございます。

負債、資本トータルが30億5,321万6,713円となり、資産の合計と一致するところでございます。

続きまして、ページ変わりをしまして、川西町水道事業のキャッシュ・フロー計算書でございます。

上段が、業務活動によるキャッシュ・フローでございます。中段になりますが、キャッシュ・フローのトータルが1億5,818万1,403円となり、投資活動によるキャッシュ・フローでございますが、マイナスの1億1,787万106円、財務活動によるキャッシュ・フローでございますが、マイナスの6,979万2,883円となり、一番下でございますが、資金増加額、マイナスの2,948万1,586円となります。

資金期首残高につきましては1億8,755万3,826円、資金期末残高について、1億5,807万

2,240円となります。この額については、貸借対照表の流動資産の中の現金預金と一致するものでございます。

なお、明細につきましては、次ページ以降に記載しておりますので、後ほどご覧いただければというふうに思います。

水道会計については以上でございます。

それでは、続いて、議第47号 令和6年度川西町下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてご説明申し上げます。

まず初めに、令和6年度川西町下水道事業報告書になります。

1の概況でございます。

(1) 総括事項。

川西町下水道事業は、令和5年度までは特別会計として事業を運営していましたが、経営状況の透明性を図るため、令和6年度より地方公営企業法を適用し、公営企業として事業を運営しています。

下水道事業は、浸水の防止、汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善だけではなく、河川など公共水域の水質を保全するために必要不可欠な事業です。

公共下水道事業については、昭和57年2月に下水道法の都市計画を決定し、昭和57年5月に事業認可を受けて事業を開始しました。その後、随時、区域の変更を受けて事業を進めております。

特定環境保全公共下水道事業については、平成7年7月に事業認可を受け、その後、随時変更認可を受けて事業を進めております。現在、メディカルタウン重点整備区域の開発整備に合わせて、当該区域内に下水道整備を進めながら、利用拡大に取り組んでいるところです。

①普及状況。

令和6年度末の水洗化人口は4,424人で、前年度と比較して69人の減少、年間有収水量については58万3,131立方で、前年度と比較して8,853立米の減少となりました。メディカルタウン宅地分譲等により新規の人口が増えていますが、他の地区の人口が減少傾向となっております。

②財政状況。

令和6年度の下水道事業収益については、4億5,757万7,000円となりました。今年度から企業会計へ移行したため、事業収益の比較はできませんが、処理区域内人口が減少傾向にあることから、今後、下水道料金収入の減少が懸念されます。

下水道事業費用については、3億3,476万8,000円となりました。収益的収入から収益的支出を差し引いた収益的収支については、1億2,280万9,000円となりました。

以上が決算の概況になりますが、令和7年度は川西町下水道事業経営戦略、川西町下水道事業経営計画を改定しながら、引き続き国の交付金事業を活用した区域拡大等を進めるとともに、より一層の経営効率化を図りながら、事業推進に努めてまいります。

1、2ページの、令和6年度川西町下水道事業決算報告書になります。

(1) 収益的収入及び支出。

収入。

第1款、下水道事業収益4億6,755万2,738円が決算額となります。第1項営業収益から第3項特別利益の合計となります。

支出。

第1款下水道事業費用、決算額3億4,341万5,749円、第1項営業費用から第4項予備費までの合計となります。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。

収入。

第1款資本的収入、決算額が4,451万4,000円、第1項企業債から第7項固定資産売却代金までのトータルとなります。

支出。

第1款資本的支出、決算額3億517万6,514円、第1項建設改良費から第5項予備費までのトータルとなります。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億6,066万2,514円は、引継未収金5,279万8,818円、当年度損益勘定留保資金1億2,450万5,538円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額354万7,900円及び当年度利益剰余金処分額7,981万258円で補填したものでございます。

続きまして、ページ変わりをしまして、令和6年度の川西町下水道事業損益計算書になります。

1の営業収益9,979万9,521円、2の営業費用3億1,087万4,805円、合わせまして、営業利益でございますが、マイナスの2億1,107万5,284円。

3の営業外収益でございます。3億5,777万7,565円。

4の営業外費用2,389万3,111円、経常利益が1億2,280万9,170円となります。

5の特別利益、6の特別損益はございません。

当年度の純利益でございます。1億2,280万9,170円。当年度末未処分利益剰余金としまして、1億2,280万9,170円となります。

続きまして、ページ変わりをしまして、令和6年度の川西町下水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

未処分利益剰余金の処分でございますが、これは、令和6年度川西町下水道事業剰余金1億2,280万9,170円のうち7,981万258円を資本的収支の不足分に補填するものでございます。

ページ変わりをしまして、10ページになります。

川西町下水道事業貸借対照表になります。

資本の部でございます。

1、固定資産、有形固定資産の合計が40億1,577万1,055円となります。（2）の無形固定資産のトータルが4億5,152万9,025円となります。（3）投資その他の資産はゼロでございます。固定資産の合計が44億6,730万480円。

2の流動資産、流動資産合計が3,573万397円。

資産の合計が、45億303万477円となります。

ページ変わりをしまして、負債の部でございます。

3の固定負債、固定負債の合計が16億3,909万8,432円。

4の流動負債、流動負債合計が2億7,819万3,822円。

5、繰延収益、繰延収益の合計が17億505万420円。

負債の合計が、36億2,234万2,674円でございます。

資本の部でございます。

5の資本金、資本金合計が7億5,787万8,633円。

6の剰余金、ございません。

（2）利益剰余金でございます。当期純利益でございますが、1億2,280万9,170円となります。利益剰余金合計が同じく1億2,280万9,170円となり、剰余金合計が1億2,280万9,170円、資本合計が8億8,068万7,803円、負債・資本合計が45億303万477円となりまして、これは10ページの資産の合計と一致しているところでございます。

18ページになりますが、川西町下水道事業キャッシュ・フロー計算書でございます。

（1）の業務活動によるキャッシュ・フローでございます。中段に合計がありますが、3億676万5,357円。

（2）投資活動によるキャッシュ・フローでございます。トータルがマイナスの3,392万

5,274円。

(3) 財務活動によるキャッシュ・フローでございます。トータルでマイナスの2億4,481万4,895円となります。

一番下の段でございますが、資金の増加額でございます。2,802万5,188円となりまして、資金期末残高については同じく2,802万5,188円となり、貸借対照表の流動資産現金と一致しているところでございます。

その他、明細書につきましては、10ページ以降に記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、議第48号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定についてご説明申し上げます。

決算書の13ページでございますが、令和6年度川西町農業集落排水事業報告書になります。

1の概況。

(1) 総括事項。

川西町農業集落排水事業は、令和5年度までは特別会計として事業を運営していましたが、経営状況の透明性を図るため、令和6年度より地方公営企業法を適用し、公営企業として事業を運営しています。

農業集落排水事業は、中大塚地区が平成5年度に事業採択を受け、平成9年11月に供用を開始し、下小松地区が平成6年度に事業採択を受け、平成9年4月より供用を開始しています。

中大塚地区は、事業計画区域43.9ヘクタール、管路延長7.2キロメートルで、下小松地区は、事業計画区域16.1ヘクタール、管路延長4.0キロメートルで事業を実施しています。

①普及状況。

当初の計画普及人口は1,416人ですが、人口の減少により、中大塚地区586人、下小松地区225人、合計811人の普及人口となっています。接続人口については、中大塚地区533人、下小松地区220人、合計753人となっており、92.8%の水洗化率となっています。

③ 財政状況。

令和6年度の下水道事業収益については、8,598万4,000円となりました。今年度から企業会計へ移行したため、事業収益の比較はできませんが、処理区域内人口が減少傾向にあることから、今後、下水道料金収入の減少が懸念されます。

下水道事業費用については、6,046万9,000円となりました。収益的収入から収益的支出を

差し引いた収益的収支については、2,551万5,000円となりました。

下水道事業は、生活環境や周辺住環境の向上、河川の水質保全など、住民が安全で衛生的な生活を送るため欠くことのできない事業です。今後の運営において、経費の節減等、可能な限り健全な運営が行われるよう努めてまいります。

続いて、令和6年度川西町農業集落排水事業決算報告書になります。

(1) 収益的収入及び支出。

収入でございます。

第1款下水道事業収益、決算額8,705万4,476円、第1項営業収益から第3項特別利益の合計でございます。

支出。

第1款下水道事業費用、決算額6,214万2,781円、第1項営業費用から第4項予備費までのトータルとなっています。

続いて、資本的収入及び支出でございます。

第1款の資本的収入でございますが、決算額はございません。

支出。

第1款資本的支出でございます。決算額5,480万901円。

欄外でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,480万901円は、引継未収金1,940万9,856円、当年度損益勘定留保資金2,130万4,676円及び当年度利益剰余金処分額1,408万6,369円で補填いたしました。

ページ変わりました、令和6年度川西町農業集落排水事業損益計算書でございます。

1の営業収益、トータルが1,067万9,206円。

2の営業費用5,628万3,756円、営業利益がマイナスの4,560万4,550円。

3の営業外収益7,530万5,200円。

営業外費用418万5,122円。

営業利益でございますが、2,551万5,528円となります。

5の特別利益、6の特別損失はございません。

当年度の純利益でございますが、2,551万5,528円、当年度末の未処分利益剰余金については、2,551万5,528円となるものでございます。

続いて、9ページになりますが、令和6年度川西町農業集落排水事業剰余金処分計算書(案)でございます。

未処分利益剰余金の処分についてであります。これは、令和6年度川西町農業集落排水事業剰余金2,551万5,528円のうち1,408万6,369円を資本的収支の不足分に補填するものでございます。

続きまして、川西町の農業集落排水事業の貸借対照表になります。

1、固定資産。

(1)の有形固定資産でございます。合計で10億1,052万2,236円。

(2)無形固定資産、(3)の投資その他資産はございません。

固定資産の合計で、10億1,052万2,236円になります。

2の流動資産でございます。流動資産合計が679万6,651円となり、資産合計が10億1,731万8,887円となります。

負債の部でございます。

3、固定負債、固定負債の合計が2億7,136万212円。

4の流動負債、流動負債合計が5,381万319円。

5の繰延収益、繰延収益合計が5億888万9,200円。

負債の合計が、8億3,405万9,731円でございます。

ページ変わりました、資本の部でございます。

5の資本金、資本金合計が1億5,774万3,628円。

6の剰余金、資本剰余金合計がゼロでございます。(2)利益剰余金は、当期純利益のところで2,551万5,528円となります。

下段になりますが、剰余金合計で2,551万5,528円、資本合計が1億8,325万9,156円、負債・資本の合計が10億1,731万8,887円となりまして、10ページの資産合計と一致しているところでございます。

ページ変わりました、川西町農業集落排水事業のキャッシュ・フロー計算書でございます。

(1)の業務活動によるキャッシュ・フローでございます。中段、キャッシュ・フローの合計が6,186万1,943円。

(2)の投資活動によるキャッシュ・フローはございません。

(3)財務活動によるキャッシュ・フロー、マイナスの5,623万4,234円でございます。

最下段でございますが、資金の増加額でございますが、562万7,709円、資金期末残高については同じく562万7,709円となり、貸借対照表の流動資産現金と一致しているところでございます。

なお、明細書については次ページ以降に記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、説明を終わらせていただきます。

○議長 一括議題といたしました7議案についての提案当局の説明が終わりましたので、当該7会計の決算審査の結果について、監査委員の報告を求めます。

この際、議員選出の渡部秀一監査委員は、監査委員席にご着席ください。

◎決算審査の結果について監査委員の報告

○議長 代表監査委員嶋貫榮次君、ご登壇の上、ご報告をお願い申し上げます。

(監査委員 嶋貫榮次君 登壇)

○監査委員 令和6年度川西町一般会計及び特別会計並びに地方公営企業会計に係る決算審査意見書の概要についてご報告を申し上げます。

1ページをお開き願います。

初めに、第1、審査の概要についてご説明申し上げます。

まず、1、審査の対象は、(1)の令和6年度川西町一般会計、(2)の国民健康保険事業特別会計から(4)の後期高齢者医療特別会計までの3つの特別会計、(5)の水道事業会計から(7)農業集落排水事業会計までの3つの地方公営企業会計並びに(8)財産に関する調書です。

次に、2、審査の期間は、一般会計及び特別会計は7月8日から29日までの延べ6日間、水道事業会計につきましては7月22日の1日です。

4、審査の手續につきましては、各会計の歳入歳出決算書及び決算附属書類等が法令に準拠して作成され、その計数が正確であるか。また、補助金の交付や契約の執行等の事務処理が法令に基づき、適正かつ効率的に行われているか。これらを主眼として、関係職員の説明を求め、審査いたしました。

第2、審査の結果について読み上げます。

審査に付された各会計の歳入歳出決算書等は、法令に準拠して作成されており、決算の計数は正確であるものと認められた。

また、予算執行状況については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

2ページをお開き願います。

第3、決算の概要について記載しております。

まず、1、決算の規模につきましては、①令和6年度普通会計決算額、②令和6年度歳入歳出決算及び3ページの③令和6年度公営企業会計決算額のとおりです。

4ページには、④財政状況として、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率等を記載し、中段から所見を記載しておりますので、読み上げさせていただきます。

財政健全化法に規定する実質赤字は生じていない。また、公営企業法を適用している水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業について、資金不足は生じていない。

実質公債費比率（3か年平均）であります。これは12.6%で、前年度比0.1ポイント改善した。一方、将来負担比率は137.5%と、前年度比6.7ポイント悪化した。

財政力指数は0.257で、県内市町村でも低位にあり、財政的な体力は弱い。また、経常収支比率は91.1%で、前年度を2.4ポイント下回り、財政の硬直化はやや改善した。

財政調整基金は7億3,597万2,000円で、前年度末比1億4,151万8,000円増、町債管理基金は2億5,470万4,000円で、前年度末比8,727万7,000円増となった。なお、令和5年度の積立金現在高9億4,500万円は、県内35市町村中、最も少ない。

人口減少による税収減、公共施設等の老朽化対策等のほか、災害、社会保障関係経費の増大等、将来の歳入減少や歳出増加への備えとして、基金の積み増しを行う必要がある。

5ページからに、各会計の決算について整理しております。

まず、（1）一般会計につきましては、5ページから25ページまで記載しております。

①決算の状況は令和2年度から5か年の推移を、②財政収支の状況は3か年の推移を記載しています。

6ページから歳入の状況を記載しておりますが、主な歳入について、7ページに1款町税、9ページに11款地方交付税、15款国庫支出金、16款県支出金、10ページには18款寄附金、22款町債について、それぞれ記載しています。

また、11ページから④歳出の状況として、目的別歳出の状況を記載しています。1款議会費から順に16ページ、12款公債費まで、款ごとにそれぞれ整理しておりますので、後ほどご覧ください。

17ページ、18ページには、性質別歳出の状況を記載しているほか、19ページから歳入に係る款別対前年度比較、23ページから歳出に係る款別対前年度比較を記載しておりますので、後ほどご確認をお願いします。

26ページをお開き願います。

(2) 国民健康保険事業特別会計についてご報告いたします。

①決算の状況、②歳入の状況、③主な歳入の状況、④歳出の状況及び⑤主な歳出の状況を整理しております。

なお、国民健康保険事業以外の特別会計につきましても、同様の整理としております。

28ページをお開き願います。

国民健康保険事業に係る所見を読み上げさせていただきます。

国民健康保険税の令和6年度決算における不納欠損額は638万3,000円で、前年度比846万1,000円の減、収入未済額は4,453万8,000円で、前年度比383万3,000円の減となった。

調定額3億3,166万7,000円に対する収納率は84.6%であるが、内訳は、現年課税分の収納率96.6%に対し、滞納繰越分の収納率は13.8%である。

翌年度への滞納繰越額（令和6年度収入未済額）、これは4,453万8,000円であり、内訳は、令和6年度課税分が960万9,000円に対し、令和5年度分以前の課税分が3,493万円で78.4%を占める。

収入未済額（滞納繰越）であります。これが年々減少していることは評価できるものの、税負担の公平性を確保する観点からも、引き続き収納率向上に向けた取組を実践されたい。

29ページをご覧ください。

(3) 介護保険事業特別会計について整理しております。

介護保険事業の規模は約20億円と、国保事業を上回る大規模なものとなっております。

30ページ、④歳出の状況を見ると、歳出の92.8%を介護サービス給付事業などの保険給付費で占めております。

31ページをご覧ください。

介護保険事業特別会計に係る所見を記載しております。

介護保険の第1号被保険者（65歳以上）は5,496人で、ここ3年間は5,500人程度で推移している。要介護認定者数（2号被保険者を含む）、これは997人で、1,000人弱で推移しており、1号被保険者の認定割合は17.9%と18%弱で推移している。

これらに要する介護サービス給付事業など、介護保険事業の規模は19億7,000万円余で、おおむね20億円程度と大規模であり、このうち一般会計繰入金は2億8,379万7,000円と、毎年3億円前後を必要としている。

現在、第9期川西町介護保険事業計画、令和6から8年度が計画期間であります。これに基づき事業が進められているが、町においては、人口減少と高齢化が進んでおり、今後とも

現状程度の介護サービス需要が想定される。引き続き、円滑な事業運営とサービスの向上に努められたい。

32ページをお開き願います。

(4) 後期高齢者医療特別会計につきましては、その財源の大半を後期高齢者医療保険料(約3分の2)と一般会計繰入金(約3分の1)で賄っており、歳出の大部分99.3%は後期高齢者医療広域連合への納付金で、年々増加してきています。

33ページに、後期高齢者医療特別会計に係る所見を記載しています。

人口減少の一方で高齢化が進み、団塊の世代が75歳以上となり医療費が増加しており、後期高齢者医療広域連合への納付金も年々増加しているが、今後とも安定的な運営に努められたい。

34ページをお開き願います。

(5) 水道事業会計についてご報告申し上げます。

水道事業会計については、地方公営企業ということで、損益計算書、貸借対照表などにより審査を行ったところです。

34ページには、損益計算書に基づき第1表経営状況の推移を、35ページには第2表、第3表により、営業収益及び営業費用等の2か年分の比較をしています。

36ページには、②収益的収支の状況及び③資本的収支の状況を、37ページには、④資産及び負債等の状況を整理しています。

38ページをお開き願います。

⑤給水状況として、第9表給水状況に関する各種指標を3か年分載せています。

また、⑥財政状況として、第10表財務分析を記載しております。

39ページには、⑦未収金(過年度分)の状況と川西町水道事業経営戦略及び川西町水道事業経営計画の概要を記載しています。

40ページに、水道事業に係る所見を記載したので、読み上げます。

水道事業については、単年度損益が1,514万円の赤字となり、経常収支比率が100%を下回るなど、財務の状況は一段と厳しくなっている。

一方、配水管等の水道施設の老朽化が進み、管路経年化率(法定耐用年数を超えた管路延長の割合)であります。これが22.4%まで上昇しており、配水管の布設替工事等について工事費の平準化に配意しつつ、計画的に工事を実施していく必要がある。

本町では、人口減少等により水需要の増加が見込めない中、類似団体等と比較し高い料金

水準にあるものの、今後、水道事業を安定的に運営していくためには、有収率の向上と未収金対策等を実施するとともに、必要に応じて水道料金の見直しを行うこともやむを得ない状況にある。

令和5年度の有収率は、漏水調査を行い、不明水の低減等により79.6%まで改善したものの、平成6年度は東沢ポンプ場の電動弁故障により大規模な漏水が発生するなどし、有収率は72.6%まで低下した。効果的な漏水調査や計画的な配水管の布設替工事等を通じて、有収率の向上と財務状況の改善が図られることを期待する。

また、未収金対策は、町民の公平感を担保するためにも重要である。過年度分の未収金は1,909万5,000円で、10年以上経過したのものも1,122万8,000円に及ぶ。状況に応じた不納欠損処分もやむを得ないが、未納者に対する給水停止措置など、適切な対策を実施する必要がある。

水は重要なライフラインの一つであり、将来にわたって安定的に供給し続けるため、施設の維持管理や更新整備を的確かつ計画的に実施されるよう期待する。

41ページをご覧ください。

(6) 下水道事業会計です。

下水道事業と農業集落排水事業については、令和5年度まで特別会計により運営してきたが、令和6年度から地方公営企業法を適用し、公営企業として運営しております。このため、財務状況等に関する前年度対比等の分析は困難であります。41ページから損益計算書に基づく経営状況、43ページから収益的収支の状況と資本収支の状況等を記載しております。また、45ページには、事業の進捗状況として4か年の推移を記載していますので、後ほどご覧ください。

46ページをお開きください。

(7) 農業集落排水事業について整理しております。

49ページまで、下水道事業とほぼ同じスタイルで記載しておりますので、後ほどご確認願います。

50ページには、下水道事業と農業集落排水事業を併せて所見を記載しております。

第2センテンスから読み上げさせていただきます。

下水道事業については収入の61.2%を、農業集落排水事業は収入の58.6%を一般会計繰入金（2会計で3億1,083万7,000円）、これに依存している一方で、受益者負担金としての使用料は、それぞれ25.6%、11.1%にとどまっている。また、歳出に占める公債費は、公共下

水道事業が2億7,063万5,000円で75.0%、農業集落排水事業が7,278万5,000円で91.8%と、歳出の大半を占めている。

今後、一層の人口減少による料金収入の減や施設の老朽化と更新整備需要が想定され、公営企業として必要な住民サービスを安定的に提供していくためには、中長期の経営戦略の策定と実践が求められる。

最後に、(8)財産に関する調書として、51ページに公有財産の状況、52ページに基金の状況を整理しておりますので、後ほどご確認願います。

以上、雑駁ではありますが、令和6年度の決算審査意見書の概要報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 決算審査の結果について、監査委員の報告を終わります。

渡部秀一監査委員は自席にお戻りください。

◎発議第15号 特別委員会の設置について

○議長 日程第21、発議第15号 特別委員会の設置について、これを議題といたします。

本特別委員会の設置については、川西町議会委員会条例第5条並びに川西町議会運用例第7章第7項の規定により、令和6年度川西町一般会計外6会計の決算を審査するため、特別委員会を設置しようとするものであります。

事務局長に議案を朗読いたさせます。

鈴木議会事務局長。

(事務局長議案朗読)

○議長 お諮りいたします。この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、公益社団法人東置賜シルバー人材センターより、地域社会に貢献するシルバー人材センターの新たな決意と支援の要望がお手元に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって、本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 2時13分)